

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第72号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項					
1～9 略				1～9 略					
10 保健所				10 保健所					
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 難病の患者に 対する医療等 に関する法律関係 事務 法…難病の患者 に対する医 療等に関す る法律 省…難病の患者 に対する医 療等に関す る法律施行 規則	(1) 支給認定の変更（指定医療機関の 変更に限る。）の認定等を行うこと。 (法10条、省32条1号)		○		1 特定医療疾患 関係事務	(1) 特定医療疾患医療受給者又は特定疾患 登録者に係る登録内容の変更をす ること（特定疾患対策協議会の意見を聴取 する必要がない場合に限る。）。	略		
	(2) 支給認定患者等から申請内容の変 更（支給認定患者等の氏名、居住地等 の変更に限る。）の届出を受けること。 (省12条1項1号・2号、13条)		○						
2 特定疾患医療 関係事務	(1) 特定疾患医療受給者に係る登録内 容の変更をすること（特定疾患対策協 議会の意見を聴取する必要がない場合 に限る。）。	略			2 特定疾患医療 関係事務	(1) 特定疾患医療受給者又は特定疾患 登録者に係る登録内容の変更をす ること（特定疾患対策協議会の意見を聴取 する必要がない場合に限る。）。	略		
3～31 略				2～30 略					
11～31 略				11～31 略					

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。